

公正取引委員会ガイドライン「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）」に対する意見



はじめに

国際商業会議所（以下「ICC」という）およびその日本国内委員会（以下「ICC ジャパン」という）は、公正取引委員会（以下「JFTC」という）の「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「本ガイドライン」という）の改定案に対する意見・提案の機会をいただいたことに感謝申し上げます。本提言は、2024年2月に開始されたJFTCの意見募集に対するICCとICC ジャパンの回答として行われるものである。

ICCの見解では、本ガイドラインは、競争に悪影響を与えないことを確保しつつ、環境の持続可能性を促進する取り組みとして評価できる。温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの促進など、環境に配慮した取り組みを企業に促すことで、本ガイドラインは、喫緊の環境問題への取り組みに対するJFTCのコミットメントを示している。

JFTCによる本ガイドラインの改定案は、競争と環境保護という2つの原則が衝突するように見える状況に関して、JFTCの立場をさらに明確にすることを意図している。改定案は、企業が競争法違反を恐れることなく、新たな環境問題や進化する市場のダイナミクスに対処しなければならないというプレッシャーに対処するための一助となるものである。

ICCは、JFTCが提案した改定案にのみ焦点を当てる。ICCのコメントは以下のセクションで説明する。

コメント

「はじめに」「2 基本的考え方」

「情報遮断措置等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。」という文言が追加された。

ICCは、競争者間の協力が合法的であると考えられる例外的な状況として、JFTCがどのような要素を考慮しうるかについて、さらなる明確化が盛り込まれたことを歓迎する。しかし、ICCは、「例外的に」という言葉は不当に高い立証責任を課す可能性があり、列挙さ

れた要素はケースバイケースで客観的に評価されるべきものであることを考慮すると、この用語を維持することは必要でも適切でもないとの見解を持っている。

さらに、「輸入圧力の増加といった国際的な競争状況」への言及は、輸入圧力の増加が、それなくしては独占禁止法違反とされる行為をどのように正当化しうるかについて、ほとんど明確にしていない。本ガイドラインが、この点についてより詳細な説明を伴えば、より有益なものとなることは確実である。「外部性（気候変動に関連するコストやリスクなど、検討対象行為がなされなければ社会に課されるもの）の内部化、市場の失敗や集団行動の問題の是正、『汚染者負担』の原則の実施」を追加することを提案する。これらは、十分に認識されている経済原則であり、本ガイドラインでも認識されるべきであるほか、効果的な競争が持続可能性の目標と整合的であることを示すのに適切な説明の内容について、当事者に指針を与えるものである。競争制限効果を排除するための措置の基準や市場動向の考慮について、さらに明確にすることも有益である。

また、脚注10で「対象となる情報に応じて当該情報に係る商品の製造又は販売に直接従事する者等から当該情報を遮断する措置のこと」と説明されている「情報遮断措置」に関しても同様の意見が妥当する。私たちは、これが（特定の製品の製造または販売における）競争者間の情報交換に適用され、そのような措置には、競争上の機微情報が競争者間で不必要に交換されるのを防止するための情報障壁が含まれると仮定している。この点をより明確にし、「競争上の機微情報」のような確立された独占禁止法の用語を取り入れることで、実務家の理解を促進していただければ幸甚である。

「はじめに」 「4 今後の対応」

次の文言が追加された。「また、事業者等は、グリーン社会の実現にむけて、短期および中長期にわたって、規制および制度、市場構造並びに技術動向等の国際的な競争環境の前提の変化に対応していく必要がある。このため、実業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や、当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制および制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公正取引委員会は、これらをふまえた判断を行う。特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公正取引委員会は、これに依拠して判断を行う。」

JFTCが当事者から提示された持続可能性の議論を検証・確認するという事実は、独占禁止法上の評価に際して競争当局に求められるデューデリジェンス・プロセスの一部である。理想的には、このような「リアリティ・チェック」は、他の公的機関（「関係省庁」）から提

供された情報だけでなく、学術研究や、気候変動に関する政府間パネル（「IPCC」）や非政府組織（「NGO」）のような他の独立した情報源に対しても行われるべきである。

「第1 共同の取組」「1 独占禁止法上問題とならない行為」

以下の文言が盛り込まれた。「また、事業者等が共同の取組を検討するに当たって、相互に事業活動等に関する情報を交換することが必要になる場合がある。この場合において、価格等の重要な競争手段である事項に関する情報の交換が行われなときは、通常、独占禁止法上問題とならない。さらに、価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とはならない。」

「はじめに」「2 基本的考え方」に対するコメントがここでも、とりわけ「情報遮断措置」に当てはまる。このような措置には、競争上の機微情報が競争者間で不必要に交換されることを防止するための情報障壁が含まれると想定される。

想定例5及び8として、独占禁止法上問題ない行為の新たな事例が盛り込まれたことは、非常に有益であり、評価できる。想定例8における情報遮断措置に関する分析は、非常に実践的で明確である。

「第1 共同の取組」「2 独占禁止法上問題となる行為」

想定例12に含まれる明確化により、生産設備の廃棄時期に関する競争者間の合意に関連するJFTCの立場を明確に理解することができる。JFTCは、このような合意が独占禁止法に抵触しない例外的な状況に関して、明確なガイドラインを示している。

また、想定例14は、（持続可能な目標を目指した）調達目的での競争者間の情報交換のうちの適切なものと、当然違反として扱われるべきものを、JFTCがどのように考えるかについて明確な指針を示すものであり、非常に歓迎すべきものである。

想定例14は、競争者間の共同活動の限界についてのより広範な説明へと展開する。以下はその説明から抜粋したものである：

「ここで、市場に対する競争制限効果が限定的であり、『一定の取引分野における競争の実質的制限』を生じないと認められるか否かについては、個別事案ごとに、主に以下の要素を総合的に考慮して検討が行われる。これらの要素は全て認められる必要はなく、一つの要素のみが認められる場合であっても「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められることもある。ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある

ある場合が多いため、脱炭素のための共同の取組として重要な競争手段である事項について制限する行為を計画するときには、特に、公正取引委員会への相談を活用することが望ましい。

- ① 共同の取組を行う事業者の市場シェアが小さく、有力な競争者が存在すること
- ② 海外の事業者の日本向け輸出への具体的な計画があることや、海外の有力な事業者が生産能力を増強しており、日本向けの輸出の開始や増加の可能性が高まっていること等の事情を踏まえ、海外からの輸入による競争圧力が認められること
- ③ 参入が容易であり、共同の取組を行う事業者が商品の価格を引き上げた場合に、より低い価格で当該商品を販売することにより利益を上げようとする参入者が現れる蓋然性がある等、新規参入による競争圧力が認められること
- ④ 共同の取組の対象となる商品と類似の効用を持つ商品の市場において活発な競争が行われている等、隣接市場からの競争圧力が認められること。」

まず、輸入、参入及び隣接市場からの競争圧力の影響に関するJFTCの見解は完全に明快ではなく、とりわけ、持続可能性を目的とする競争者間の共同行為を評価する際に、このような競争圧力がプラス要因として考慮されるのか、マイナス要因として考慮されるのかについてこのような指摘が可能であった。しかし、想定例15と想定例16は、競争者間における共同行為を評価する際に、そのような競争圧力がプラス要因として考慮されることを示唆している。JFTCが、そのような競争圧力の影響に関するより明確な見解を示すことで、本ガイドラインはさらに良いものとなる可能性がある。

この意味で、「隣接市場」の定義をより明確にすることで本ガイドラインはさらに良いものとなるであろう。隣接商品とは、類似の効用や代替の可能性を有する商品を指すようである。本ガイドラインが「隣接商品」を「補完商品」と区別できるように定義し、「隣接市場」の定義を洗練させることができれば、特に有益であろう。

「第1 共同の取組」「3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為」「(2) 業務提携」

なぜそのような行為が独占禁止法上問題とされるのか、また、どのような状況が問題とされないと考えられるのかについて、想定例34、36、39および45に含まれる明確化は非常に歓迎される。「(オ) 共同物流」における修正も同様である。

「第3 優越的地位の濫用行為」

想定例70及び72が追加され、優越的地位の濫用行為が認められない場合（前者）と認められる場合（後者）の例が示されたことは、非常に歓迎すべきことである。

「第4 企業結合」「2 企業結合審査の基本的な考え方」「(2) 競争の実質的制限」「ウ セーフハーバーに該当しない場合」「(ア) 水平型企业結合による競争の実質的制限

最後に、本項において、想定例78が追加されたことは、隣接市場がもたらす競争圧力に基づいてJFTCが水平的な「企業結合」に問題がないと判断する状況について、良いガイダンスを提供していると考えられる。競争の実質的な制限を阻止するための強力な要因となるという役割を隣接市場が果たしていると競争当局が認めているため、これは極めて歓迎すべきことである。想定例79に追加された解説のさらなる明確化も非常に明確で、持続可能な目標を持つ水平的結合が競争を実質的に制限することとならない状況の例を示している。

結論

本ガイドラインの改定により追加された事項や明確化された事項は、持続可能性と競争法に跨がる問題に直面する企業にとって、明確性を向上させ、確実性を提供するのに役立つと考えられる。しかしながら、ICCは、このような本ガイドラインの実効性は、最終的には、遵守状況を注意深く監視し、必要な場合には迅速な措置を講じなければならないJFTCによる執行と実施にかかっていることを強調したい。これには、本ガイドラインの継続的な評価と改善も含まれる。

この意味で、ICCは、具体的な事案に関連したガイダンスと独占禁止法上問題がない旨の回答の重要性を強調したい。相談指導室長によれば、グリーン・イニシアチブについての企業からの相談をJFTCが「少なくとも十数件」受理し、石油化学部門における持続可能性のための協力について独占禁止法上問題がない旨の回答を公表したことを評価したい。ICCは次のことを強調したい：(i)ガイダンスと独占禁止法上問題がない旨の回答は、企業に対して必要限度をいささかも超えた要求をしないように構成されるべきこと、(ii)優先順位をつけ、可能な限り迅速に対処すべきであること、(iii)正当な商業上の秘密を尊重しつつ、可能な限り独占禁止法上問題がない旨の回答に関する情報を公表すべきであること。例えば、オランダ消費者・市場庁や英国競争・市場庁の出版物では、既にこうした実務が採用されている。